

入札説明書

この入札説明書は、令和元年9月2日に、社会福祉法人 後志報恩会が公告した、一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 契約担当者等

社会福祉法人 後志報恩会 理事長 阪口 光 男

2. 入札に付する事項

- (1) 工事名称 就労支援施設シェアリング和光新築工事
- (2) 工事場所 小樽市桜2丁目626-1 他
- (3) 工事期間 着手の日から令和2年3月25日まで
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「建築工事業」の許可を有すること。
- (2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 北海道に、あらかじめ平成31・32年度競争入札参加資格申請書を提出し受理され、入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (5) 北海道における建築工事業の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- (8) 後志または石狩管内（札幌市を含む）に主たる営業所を有する者であること。
- (9) 過去10年以内に、延床面積500㎡以上の木造または鉄筋コンクリート造の建物で同種・類似の福祉施設（同種：障害者施設、類似：社会福祉施設 等）または公共施設の建築の元請けとして施工した実績を有すること。
- (10) 後志及び石狩総合振興局の建設業法第3条第1項に規定する営業所に、建設業法第3条の規定による「建築工事業」に関する監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を有すること。
- (11) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (12) 発注工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

なお、(12)及び(13)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」と

いう。)第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更正会社等」という。)である場合を除く。

- a 親会社(旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。)の取締役を除く。)及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役(以下「取締役」という。)が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4. 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1号)
- イ 同種工事(業務)実績証明書(様式2号)
- ウ 配置予定技術者調書(様式3号)
- カ 建設業許可申請書別表(写し)
- キ 有資格者の証明書(免許証の写し)
- ク 確認結果通知を送付する返信用封筒(82円切手を貼付のこと)

(2) 提出期間

公告の日から令和元年9月12日(木)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

小樽市桜4丁目6番2号
社会福祉法人 後志報恩会 法人本部事務局
電話 0134-51-5217

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5. 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和元年9月14日（土）に書面により通知する。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、審査結果通知日から3日以内に書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

小樽市桜4丁目6番2号

社会福祉法人 後志報恩会 法人本部事務局

- (2) 理由の説明は、説明を求められることができる請求日の翌日から起算して2日以内に書面により回答する。

7. 契約条項を示す場所

小樽市桜4丁目6番2号

社会福祉法人 後志報恩会 法人本部事務局

電話 0134-51-5217

8. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所

小樽市桜4丁目6番2号

後志報恩会 法人本部 2階会議室

- (2) 入札日時

令和元年9月24日（火） 午前11時00分

9. 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金

工事完成保証人が立てられない場合に適用する。

契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人後志報恩会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人後志報恩会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他、社会福祉法人後志報恩会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人後志報恩会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

1 1. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 2. 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

1 3. 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場に限り、閲覧期間中、設計図書等を配布する。

ア 閲覧期間

令和元年9月2日（月）から令和元年9月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

小樽市桜4丁目6番2号
社会福祉法人 後志報恩会 法人本部事務局

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、ワード又はエクセルデータでメールにより提出すること。

ア 受付期間

令和元年9月2日（月）から令和元年9月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付先

札幌市中央区北2条西1丁目10番地ピア2・1 4F
北海道建築設計監理株式会社 担当 水野 電話 011-210-2155 FAX011-210-2156
アドレス s.mizuno@do-sekkei.co.jp

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとする。又、回答事項については仕様書の追記として取扱います。

ア 回答期間

令和元年9月17日（月）全入札参加有資格者へ、FAXまたはメールにて送信する。

1 4. 支払条件

- (1) 前金払 なし
(2) 部分払 なし
(3) 完成払い 工事完了後 ただし、当業務は国庫補助事業のため、補助金入金後の支払いとなる。

1 5. 契約書作成の要否

必要とする。

1 6. 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
(2) 最低制限価格 設定している。

- (3) 入札の執行回数は2回までとする。ただし、落札しなかった場合は、最低金額入札者と協議する。
- (4) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。
- (5) 落札者となるべき価格での入札者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

17. 現場説明

希望する業者は事前に連絡すること。時間帯等の詳細は追って連絡する。なお1社5名以内とする。

18. その他

- (1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加する者は、社会福祉法人後志報恩会競争入札心得、道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合、北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。
- (5) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事等の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び設計図書等の複写費用は入札参加資格者の負担とする。

- (6) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、工事完成検査合格後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を社会福祉法人後志報恩会に提出し、社会福祉法人後志報恩会が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、社会福祉法人後志報恩会が指定する様式により依頼すること。

- (9) その他不明な点は、社会福祉法人後志報恩会 法人本部事務局（Tel0134-51-5217）に照会すること。